

# 第 1 章 通 則

## ○松山衛生事務組合規約

制 定 昭和 41 年 4 月 2 日愛媛県指令地第 609 号

改 正 昭和 44 年 5 月 8 日愛媛県指令地第 242 号

平成 3 年 9 月 27 日

平成 16 年 9 月 17 日愛媛県指令 16 市（合第 155 号）

平成 17 年 1 月 1 日愛媛県指令 16 市（合）第 348 号

平成 19 年 1 月 31 日愛媛県指令 18 市第 1299 号

令和 4 年 1 月 26 日愛媛県指令 3 市第 832 号

（組合の名称）

第 1 条 この組合は、松山衛生事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第 2 条 組合は松山市、東温市、伊予郡砥部町及び上浮穴郡久万高原町（以下「組合市町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第 3 条 組合は、組合市町の区域（伊予郡砥部町の区域のうち旧伊予郡広田村の区域を除く。以下「対象区域」という。）で生じたし尿の処理並びに対象区域に係るし尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。

（組合の事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、松山市に置く。

（議員の定数及び選出方法）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、5 人とする。

2 組合議員は、次の者をもってこれに充てる。

- (1) 東温市、伊予郡砥部町及び上浮穴郡久万高原町の長
- (2) 松山市の議会の議長
- (3) 松山市の衛生事務を所管する議会の常任委員会の委員長

（組合議員の任期）

第 6 条 組合議員の任期は、前条第 2 項第 1 号に規定する者にあつては、当該市町長の任

期とし、同条同項第2号及び第3号に規定する者にあつては、松山市の議会の議長及び衛生事務を所管する議会の常任委員会の委員長の職にある間とする。

(執行機関の組織及び選任方法)

第7条 組合に組合長、副組合長及び会計管理者各1人を置く。

2 組合長及び副組合長は、松山市の長及び副市長をもって充てる。

3 会計管理者は、松山市の会計管理者をもって充てる。

(組合長及び副組合長の任期)

第8条 組合長及び副組合長の任期は、松山市の長及び副市長として在職する任期とする。

(職員)

第9条 第7条に規定するもののほか、組合に職員を置き、その定数は、条例で定める。

2 前項の職員は組合長が任免する。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識経験を有する者のうちからこれを選任する。

3 監査委員の任期は2年とする。

(職務)

第11条 組合長は、組合の事務を統轄し、組合を代表する。

2 副組合長は組合長を補佐し、組合長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

3 会計管理者は、組合の会計事務を掌る。

4 監査委員は、組合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する。

5 職員は、組合長の命を受けて組合の事務に従事する。

(経費の支弁方法)

第12条 組合の経費は、組合市町の負担金、手数料その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の総額は、毎年度の予算で定める。

(負担金の負担割合)

第13条 前条第2項の負担金の負担割合は、100分の46.5を人口割とし、100分の46.5を実績割とし、100分の7を均等割とする。

2 前項の人口割は、直近の国勢調査人口から当該国勢調査の属する年度の3月31日現

在の公共下水道水洗化人口を控除して得た人口の割合により算出するものとする。

3 第1項の実績割は、直近の国勢調査の属する年度以前の過去5箇年度の組合市町のし尿等の平均投入実績の割合により算出するものとする。

4 第1項の均等割は、組合市町の数により算出するものとする。

(組合に対する権利義務)

第14条 組合に対する組合市町の権利、義務については、前条の負担割合を準用する。

付 則

この規約は、許可の日から施行する。

付 則 (昭和44年5月8日愛媛県指令地第242号)

この規約は、許可の日から施行する。

付 則 (平成3年9月27日)

この規約は、平成3年10月1日から施行する。

付 則 (平成16年9月17日愛媛県指令16市(合)第155号)

この規約は、平成16年9月21日から施行する。

付 則 (平成17年1月1日愛媛県指令16市(合)第348号)

1 この規約は、平成17年1月1日から施行する。

2 平成17年3月31日までの間に限り、この規約による改正後の第3条中「伊予郡砥部町の区域のうち旧伊予郡広田村の区域を除く」とあるのは、「伊予郡砥部町の区域のうち旧伊予郡広田村の区域並びに松山市の区域のうち旧北条市および旧温泉郡中島町の区域を除く」とする。

付 則 (平成19年1月31日愛媛県指令18市第1299号)

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、この規約による改正後の規約第7条、第8条及び第11条第3項の規定は適用せず、この規約による改正前の規約(以下「旧規約」という。)第7条、第8条及び第11条第2項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規約第7条第2項及び第8条中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

付 則 (令和4年1月26日愛媛県指令3市第832号)

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（負担金の負担割合に関する特例）

2 令和4年度及び令和5年度における松山市、東温市、伊予郡砥部町及び上浮穴郡久万高原町（以下「組合市町」という。）の負担金の負担割合は、この規約による改正後の第13条の規定にかかわらず、付則別表のとおりとする。

（実績割に関する特例）

3 令和6年度から令和8年度までの間、この規約による改正後の第13条第3項の規定の適用については、同項中「過去5箇年度」とあるのは、「過去2箇年度」とする。

4 上浮穴郡久万高原町の令和3年度以前のし尿等の投入実績は、久万高原町環境衛生センターでのし尿等の投入実績とする。

（加入に伴う負担金）

5 この規約の施行により上浮穴郡久万高原町が松山衛生事務組合（以下この項において「組合」という。）に加入することに伴い、上浮穴郡久万高原町は、負担金として次に掲げる額の合算額を、組合の指定する納入期日までに別途一括で負担するものとする。

(1) 令和3年度の決算の確定の日における施設等運営基金及び繰越金の合計額に、松山市、東温市、伊予郡砥部町（旧伊予郡広田村を除く。）及び上浮穴郡久万高原町の平成12年の国勢調査人口から当該国勢調査の属する年度の3月31日現在の下水道の処理区域内人口を控除して得た人口に応じた上浮穴郡久万高原町の人口の割合（次号において「人口割合」という。）を乗じて得た額

(2) 施行日における施設整備費から循環型社会形成推進交付金及び財政融資金借入金を減じて得た額に人口割合を乗じて得た額

付則別表（付則第2項関係）

| 組合市町      | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-----------|--------|--------|
| 松山市       | 81.17% | 80.75% |
| 東温市       | 7.90%  | 7.59%  |
| 伊予郡砥部町    | 6.75%  | 7.48%  |
| 上浮穴郡久万高原町 | 4.18%  | 4.18%  |